

議案第 6 9 号

岬町国民健康保険条例の一部改正について

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

岬町国民健康保険条例（昭和 35 年岬町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町国民健康保険条例（昭和 3 5 年岬町条例第 2 号）

新	旧
第 1 条～第 2 7 条 （略） 第 2 8 条 岬町は、世帯主が、法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 5 項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し 1 0 0，0 0 0 円以下の過料を科する。 以下 （略）	第 1 条～第 2 7 条 （略） 第 2 8 条 岬町は、世帯主が、法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 9 項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し 1 0 0，0 0 0 円以下の過料を科する。 以下 （略）